

各 市 町 村 長 様

北海道保健福祉部長

ホッカイドウ・ハートフル臨時支援事業実施に係る協力について（依頼）

日頃から、道の保健医療福祉行政の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、道では、国の「地域住民生活等緊急支援のための交付金（地域消費喚起・生活支援型）」を活用し、要介護認定を受けている高齢者や重度の障がい者等を抱える世帯等の経済的負担の緩和を図ることを目的として、こうした世帯等への臨時的な生活支援（商品券の配布）を行う事業を別添実施要綱のとおり実施することとしました。

つきましては、本事業を円滑かつ効果的に実施するため、貴市町村が保有する個人情報の提供をはじめ、次の事項について依頼させていただきたく、貴市町村関係部局による格段のご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、道への情報提供に係る具体的な提出方法や広報周知等に係る協力内容につきましては、別途、通知させていただきますが、まずは、本事業の趣旨等をご理解の上、貴市町村の個人情報保護条例に基づき、審査会への諮問など必要な手続きを進めていただきますよう、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

また、現時点で整理している関連の留意事項を添付しますので、事務の参考としてご活用ください。

記

1 事業の概要

- （１）事業概要 別添のとおり
- （２）実施要綱 別添のとおり

2 市町村への協力依頼事項

- （１）本事業の対象となる高齢者や重度の障がい者等の個人情報の提供
- （２）本事業の広報周知（別途通知）
- （３）利用店舗募集に係る地元商店街等の情報提供（別途通知）

3 道が提供を依頼する個人情報

別添のとおり

総務課企画調整グループ	担当：庄田・清水
電話：011-231-4111（内線：25-124・25-127）	
福祉局高齢者保健福祉課	
介護運営グループ	担当：岡本（内線 25-654）
福祉局障がい者保健福祉課	
地域づくり推進グループ	担当：鈴木（内線 25-727）
精神障がい・発達支援グループ	担当：的場（内線 25-740）

ホッカイドウ・ハートフル臨時支援事業に係る個人情報の取扱い

1 道が提供を依頼する個人情報について

(1) 基準日

平成 27 年 4 月 1 日現在

(2) 市町村に提供をお願いする個人情報

市町村で認定している次の①から④に該当する者の「氏名」、「住所」、「生年月日」

- ① 要介護認定 3 以上の者 (依頼対象：全市町村)
- ② 障害支援（程度）区分 4 以上の者 (依頼対象：全市町村)
- ③ 特別障害者手当受給者 (依頼対象：全市)
- ④ 経過的福祉手当受給者 (依頼対象：全市)
- ⑤ 特別児童扶養手当受給者 (依頼対象：札幌市、北見市、登別市のみ)

【該当する情報の保有状況一覧】

対 象 者	道	札幌市	札幌市 以外の市	町村
①要介護認定 3 以上の者	—	○	○	○
②障害支援（程度）区分 4 以上の者	—	○	○	○
③特別障害者手当受給者 ④経過的福祉手当受給者	○ 町村分	○	○	—
⑤特別児童扶養手当受給者	○ 右記 3 市以外の 市町村分	○	北見市 登別市 のみ	—

(3) 提出期限

別途（委託事業者決定後）お知らせしますが、平成 27 年 7 月頃を目途に、情報提供のあった市町村の対象者から順に、個別通知（申請書類等）の発送作業を進める予定です。

2 個人情報の取扱いについて

- (1) 本事業の実施にあたって、道が個人情報を収集する適否とその根拠について、道の個人情報所管課（北海道行政情報センター）の見解を添付しますので、参考にしてください。（別添資料 1）

(2) 利用目的

今回、各市町村から提供いただく個人情報は、本事業の効果を高める観点から、対象者への確実な事業周知を図るとともに、申請手続きの簡素化を図り、申請者の負担を軽減するために利用するものです。

(3) 利用範囲

次のとおり利用させていただくものであり、他の部署に提供したり、対象者以外の第三者に提供することはありません。

ア「氏名」及び「住所」について

当該対象者の支援を担当する部署及び委託業者において、事業案内（申請書類を含む。）等の送付及びその返送確認（住所変更等により返送された場合の対応）、申請締め切りの注意喚起書の送付のために利用します。

イ「生年月日」について

道では、各市町村から提供いただいた情報（「氏名」及び「住所」）を基に、対象者へ事業案内等の送付を行いますが、重複申請や不正な申請を避けるため、最低限の本人確認（申請書に記載される生年月日との照合）は必要であり、その確認項目として利用します。

（４）委託範囲等

委託事業者が個人情報を扱う業務は次のとおりです。

（市町村から提供いただく個人情報は、ア・ウ・エに使用し、イ・ウ・オは、申請者から入手する情報を活用することになります。）

ア 対象者への事業案内（申請書を含む。）の送付

イ 対象者からの申請書の受理

ウ 申請書提出者の資格確認（資格の重複確認を含む。）

エ 未申請者への申請締切りの注意喚起書の送付

オ 申請者への商品券及び協力店舗リストの送付

カ 申請者からの問い合わせへの対応

（５）委託に当たっての措置等

道では、事業者への委託に当たっては、別添の「北海道個人情報取扱事務委託等の基準」に基づき、必要な措置を講じるとともに、委託契約書に個人情報取扱特記事項を盛り込むこととしています。（別添資料２）

また、受託業務に従事する者は、道職員と同様、北海道個人情報保護条例第１２条及び第５７条、第５８条の罰則の対象となります。（別添資料３）